

= 災害時の対応について =

社会福祉法人三心会

豊間根保育園

災害が発生した場合、保育園の職員は園児の生命を守ることが最大責務です。地震・津波・火災等の災害から園児の生命を守るために、避難方法・避難場所の決定は重要です。また、安全、迅速に避難するには、避難訓練が欠かせません。園児の引渡しなど、保育園の連絡方法など保護者の皆様にも周知すると共に、非常時に備えてもらいたいと思っています。

○避難場所

地震	①避難場所	園庭
津波	②避難場所	豊間根中学校
火災	①避難場所	園庭
	②避難場所	公民館前
	③避難場所	豊間根中学校

※園外保育中

- ・その場で一時待機
- ・最寄りの避難場所に避難する。
(園に連絡を入れる)

○園児の引渡しについて（緊急連絡・引渡しカードに記入）

- ・災害の大きさにより、避難場所を提示し、事前に連絡していいた避難場所にて、緊急時連絡・引渡しカードに保護者より記入していただき、園児を引き渡す。
- ・可能な限り保護者又は代理人に引き渡す。ただし津波等により帰宅経路が危険な場合は、安全のために引き渡さずに一緒に避難する。

○残留園児の保護

- ・保護者が園児を引き取ることが困難な場合は（保護者から連絡が入った場合、連絡が取れない場合）保護者が引き取りに来るまで、保育園あるいは避難場所で保護する。
- ・職員は残留する園児数・園児名を時間の経過毎に園長に報告する。

○保育園の連絡方法

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 緊急電話 | 86-2745 |
| 2. 〃 | 050-3795-7883 |
| 3. 園長 菅原携帯 | 080-6039-6482 |
| 4. 主任 佐々木携帯 | 090-7664-7836 |
| 5. 事務長 佐藤携帯 | 090-4313-4206 |

地震

(勤務時間内)

①園児の安全確保

- ・ 児童の安全を第一に確保し、安全な避難場所に避難誘導
- ・ 負傷した児童への応急救護活動を実施
- ・ 保護者への引き渡しを実施
- ・ 保護者への引き渡し完了するまで、園児を確実に保護する。

②火元の安全確認 (①と同時進行)

- ・ 火元を遮断し、出火防止対策を徹底すると共に、出火している場合は初期消火に務める。

③被災状況 (園児・職員・施設・設備等)を確認し、町に報告

④災害時の正確な情報を収集し、的確に伝達

⑤避難場所としての対応及び住民状況を町に報告

⑥閉鎖・他の避難場所への避難が必要な場合は、張り紙での掲示・保護者連絡網で周知

⑦保護者への引き渡し

- ・ 引き渡しカードを準備する。
- ・ 保護者と連絡が取れない場合は避難場所で保護する。

(勤務時間外) 上記の他以下の対応

①職員の参集

- ・ 職員は自分の安全を十分配慮しながら出勤し、災害対策に対応する。ただし、地震後津波注意報・警報が発令されたり、津波が発生した場合は、危険区域・避難が必要な職員は、各自避難・待機等を判断し園に連絡をいれる。

②建物の安全確認

③被害状況を取りまとめて町に報告

④閉鎖が必要な場合は、張り紙等の掲示・保護者連絡網で周知

地震・津波

※園外保育での対応

①園児の安全確保

- ・ 地形や状況を判断し、落下物のない場所に集める。
- ・ 交通機関等を利用している場合は、乗務員の指示に従う。

②避難場所決定と支持

- ・ 安全が確保できるまでその場で動かないように指示する。
- ・ 最寄りの避難場所を選定し、避難経路、避難場所の安全確認。
- ・ 人員を確認し、最寄りの安全な場所に避難誘導する。保育園に近い場合は地割れ、倒れた電柱、垂れた電線等に近づかないよう安全に帰路につく。

③園への連絡

- ・ 園に状況を報告する。

※園に帰る事が危険と判断される場合は、安全な避難場所に待機する。その際、園から保護者に連絡する。

津波、津波警報・津波注意報が発令された場合

(勤務時間内)

①保育活動中止

- ・園児及び職員の安否確認（欠勤職員の安否確認も行う）
- ・津波情報の収集（テレビ・ラジオ等）

※津波警報や津波注意報が発表された場合、登園前の時間帯であれば、登園経路が海岸線であったり、避難が必要な保護者へは登園させずに各地域の避難所に避難するよう事前連絡しておく。

②避難行動の開始

- ・津波の大きさにより、河川が反乱する恐れがある場合は、高台か豊間根中学校に避難する。
- ・避難場所へ避難が完了した場合は、再度児童及び職員の安否確認を行う。

③引き渡しの開始

- ・津波警報、津波注意報が解除された場合、事前に保護者へ周知しておいた避難所で、引き渡しカード等により保護者へ引き渡す。
- ・保護者と連絡が取れない等、引き渡しが困難な園児は、保育園避難所で待機させる。
- ・引き渡し後に被害がないよう当面の避難方法について注意を喚起する。

(勤務時間外) 上記の他以下の対応

①職員の動員

- ・津波が発生した場合、職員は自分の安全を十分に配慮しながら出勤し、被害対策に対応する。ただし、津波危険区域、避難が必要な職員は、各自避難・待機等を判断し、園に連絡を入れる。

②保護者への情報連絡

- ・保護者と連絡を取り 園児の安否確認を行う
- ・出勤できない職員と連絡を取り安否確認を行う。

※津波警報や津波注意報が発表された場合、登園連絡が海岸線であったり避難が必要な保護者へは、登園させずに各地域の避難所に避難するように事前連絡しておく。

火 災

保育園が火災の場合

①火災発生・第一発見者は、初期消火の 可・不可の判断を即座に下す。その際、現場に園児等が居残っていないかを確認するし、発火点をただちに告げる。

初期消火が必要な場合は消火にあたり、不可能な場合は②の手順に進める。

②火災発生・発火点を消防署に通報する。

③発火点の報告を受け、発火点より遠い経路で屋外に非難する。

④避難場所での園児点呼・安否確認

第一避難場所 園庭

第二避難場所 公民館前 園長が大きく危険であると判断した場合又は、保護者の迎えの時間帯・及び寒さへの対応を考慮し移動する。

第三避難場所 豊間根中学校

⑤保護者に火災発生・避難場所を連絡網等で知らせる。

⑥火災発生・避難場所を町に報告する。

⑦引き渡しは、保護者に伴い順次行う。

事前に保護者へ周知しておいた避難場所で引き渡しカード等により園児を保護者へ引き渡す。

被災後の保育園再開に向けての対応

①園児の被害状況の把握

- ・園児、家族の安否、家屋等の被害状況を確認
- ・園児の避難先を把握し一覧表を作成
- ・他の市町村・県外へ避難、転出する場合は、連絡するよう事前をお願いしておく。

②職員の被害状況の把握

- ・職員家族の安否、家屋・車輛等の被害状況の把握

③施設・設備等の安全点検

- ・安全点検を行い、施設が使用可能かどうか確認
- ・使用可能な場合は施設内の片付けを実施
- ・トイレやライフラインの復旧状況を確認し、早期に再開出来るよう関係機関に要請

④町と協議のうえ保育を再開

- ・震災後保育の準備
- ・余震対策等の準備
- ・給食業務の再開（ライフライン・給食設備の点検・安全衛生の確保・材料の確保等）

⑤避難所となった場合、保育の再開を周知し、避難者との連携を図る。

⑥保育者からの相談への対応

- ・被災により児童が受ける身体的、精神的ストレスを考慮し、ケアの方法や相談先となる専門機関等の情報収集に努める。

緊急時連絡・引き渡しカード

緊急時連絡・引き渡しカード				保護者印		担任印	
園児氏名		性別		組（年齢）	組 才		
住 所	〒 電話（ ） -			血液型			
保護者名			園児との関係				
在園する 兄弟姉妹	組		組		組		
	氏名		氏名		氏名		
緊急時の 連絡先 (優先順に)	①氏名		続柄		電話（ ） - 自宅・勤務先		
			携帯（ ）				
			メールアドレス（ ）				
	②氏名		続柄		電話（ ） - 自宅・勤務先		
			携帯（ ）				
			メールアドレス（ ）				
	③氏名		続柄		電話（ ） - 自宅・勤務先		
			携帯（ ）				
			メールアドレス（ ）				
家族で確認している避難場所							

引き取り者		園児との関係	
引き渡し日	年 月 日 時 分	引き渡し 保育者等名	
避難場所		今後の連絡先	
特記事項			

※原本は職員室、コピーしたものを非常持ち出しバッグ等へ入れておく。

※個人情報のため、管理には十分留意する。